

川崎市病院局告示第5号

川崎市立井田病院の使用料等収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月24日

川崎市病院事業管理者 伊藤 大輔

1 委託先

東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟12階
株式会社 ソラスト
医療事業本部長 吉田 直樹

2 公金の徴収若しくは収納の種類

川崎市立井田病院の使用料等の収納補助

3 委託期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで